

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 大山町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.5 %
全職員	71.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	— %
課長相当職	96.7 %
課長補佐相当職	96.6 %
係長相当職	96.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	91.2 %
26～30年	94.5 %
21～25年	97.7 %
16～20年	102.0 %
11～15年	95.8 %
6～10年	96.0 %
1～5年	103.6 %

【説明欄】

- ・ 医師については、ほかの職種と比較して給与水準が大きく異なるため除外している。
- ・ 全職員の男女の差異71.9%については、任期の定めのない常勤職員以外の職員数（女）が、全職員の47.3%と非常に高いため。
- ・ 男性職員が扶養手当を受給している割合が高いため、総支給額も全体的に高くなっている。
- ・ 勤続年数16～20年の差異は、女性職員の時間外勤務手当が多かったため。
- ・ 勤続年数1～5年の差異は、近年、前歴の長い女性職員の採用が多かったため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。